**平成２８年（フ）第５４７号**
神戸市東灘区魚崎浜町36番地の４
破産者　株式会社井手興業
1　決定年月日　平成29年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第５７号**
兵庫県豊岡市一日市８番地
破産者　小山　裕史
1　決定年月日　平成29年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

**平成２８年（フ）第２３３号**
千葉県八街市八街ほ252番地２　県営住宅第２　１棟403号
破産者　鶴間　正弘
1　決定年月日　平成29年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２８年（フ）第２３４号**
千葉県八街市八街ほ252番地２　県営住宅第２　１棟403号
破産者　鶴間　洋子
1　決定年月日　平成29年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２６年（フ）第７４２号**
東京都武蔵村山市残堀２丁目77番地の８
破産者　エイチアンドエーホールディングス株式会社
1　決定年月日　平成29年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２６年（フ）第７４３号**
東京都立川市上砂町５丁目15番地の１ライオンズマンション武蔵砂川705号
破産者　赤廣　尚志
1　決定年月日　平成29年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２８年（フ）第１２１０号**
東京都国分寺市泉町３丁目36番13―304号都営泉町３丁目アパート
破産者　坪田　雄治
1　決定年月日　平成29年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２８年（フ）第２３９７号**
横浜市港北区日吉本町２丁目54番８号
破産者　株式会社ＰＯＷ　ＳＯＵＲＣＥ
1　決定年月日　平成29年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第４０７号**
石川県輪島市河井町２部245番地の２
破産者　株式会社稲忠漆藝堂
1　決定年月日　平成29年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第２５８号**
岐阜市清本町９丁目５番地１
破産者　株式会社アトレ
1　決定年月日　平成29年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

**平成２８年（フ）第６１号**
岐阜県大垣市築捨町１丁目311番地
破産者　有限会社みのり通信
1　決定年月日　平成29年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

**平成２８年（フ）第１４５号**
静岡県沼津市御幸町10番11号
破産者　株式会社ヤマヨシ
1　決定年月日　平成29年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２８年（フ）第１６１号**
静岡県伊豆の国市奈古谷1150番地
破産者　有限会社ナゴヤ建設
1　決定年月日　平成29年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２８年（フ）第８０４号**
京都市中京区室町通六角下ル鯉山町528番地
破産者　株式会社アトラス・ウエルネスクラブ
1　決定年月日　平成29年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２８年（フ）第１００２号**
京都市中京区姉小路通り小川東入宮木町486番地、商業登記簿上の住所京都市中京区御幸町通り三条上る丸屋町338　プランタンハヤシビル１Ｆ
破産者　有限会社スマロゴ
1　決定年月日　平成29年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２８年（フ）第３５２号**
岡山市南区当新田485番地４アンジェス当新田102号室、旧住所岡山市南区築港栄町17番16号
破産者　伴藤　泰巳
1　決定年月日　平成29年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

## 破産手続廃止及び免責許可決定

**平成２８年（フ）第１３０号**
長崎県東彼杵郡川棚町小串郷812番地２　光コーポＢ
破産者　小野　寿洋
1　決定年月日　平成29年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成２８年（フ）第８３１号**
さいたま市岩槻区諏訪４丁目６番地24号405
破産者　平山由多可
1　決定年月日　平成29年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２８年（フ）第１５０６号**
埼玉県戸田市喜沢南１丁目８番13―104号
破産者　神垣　博之
1　決定年月日　平成29年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２８年（フ）第４号**
山梨県中央市西花輪4377番地
破産者　武田明大こと　ＢＡＥＣＨＡＮＧＪＩ
1　決定年月日　平成29年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第４５２号**
大阪府泉南郡田尻町りんくうポート北３番地11パルメゾンりんくう４棟320号
破産者　古川　敏彦
1　決定年月日　平成29年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係